



# 高齢者、要支援者、独居者などの多頭飼育問題等を未然に防ぎましょう



近年、高齢者等による多頭飼育、飼い主のいない猫への不適切な餌やり、施設入居等に伴う飼養動物の放棄などの事案が多発しています。

背景には、生活困窮や社会的な孤立等があり、社会福祉的な支援が必要な飼い主も多く、根本的な解決のためには、「人の問題」と「動物の問題」を別々に対応するのではなく、両側面から関係者が連携して対応することが求められます。

## 具体的な事例の紹介

### ケース1 飼い主のいない猫に不妊去勢手術をせずに餌やり

(発生する可能性のある事象)

飼い主のいない  
猫の増加 → 周辺環境の悪化  
地域からの孤立 → 飼い主のいない猫  
に係る地域問題

### ケース2 犬猫の購入、室内への引き込み、不妊去勢手術を行なわず飼養

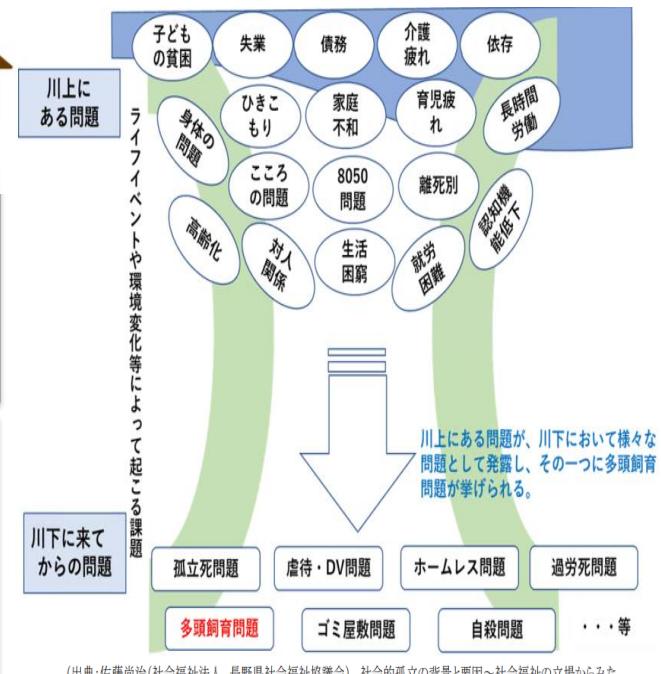
(発生する可能性のある事象)

管理不能 → 生活環境の悪化  
餌代等支出増加 → 生活困窮 → 多頭飼育問題

### ケース3 飼い主の突然の入院・入所・死亡

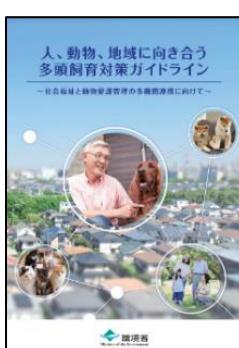
(発生する可能性のある事象)

ペットが  
取り残される → 給餌給水されない  
引受先決まってない → 動物虐待  
動物の状態悪化

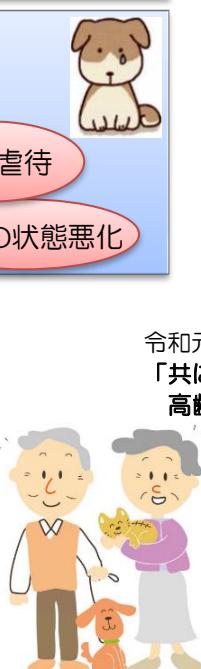


問題が大きくなる前に、見守りや連携により、以下の4点について対応することが重要です。

- ① 予防
- ② 発見
- ③ 発見後対応
- ④ 再発防止



令和3年3月、環境省発行  
「人、動物、地域に向き合う  
多頭飼育対策ガイドライン」  
～社会福祉と動物愛護管理の  
多機関連携に向けて～



令和元年9月、環境省発行  
「共に生きる  
高齢ペットとシルバー世代」



千葉市動物保護指導センター

住所：千葉市稻毛区宮野木町445-1

電話：043-258-7817

[dobutsuhogo.HWM@city.chiba.lg.jp](mailto:dobutsuhogo.HWM@city.chiba.lg.jp)

令和5年12月作成





## 多頭飼育などの問題を予防、発見、早期対応するためには、日頃から関わっている方の「気づき」が大切です！

動物を飼っている方の見守りをお願いします。

「何かおかしい！？」と感じたらチェックしてみましょう。  
あてはまる項目が、カテゴリ1、2両方にある場合は、  
**動物保護指導センターにご相談ください。**

例) カテゴリ1のみ該当→引き続き見守りをお願いします。  
カテゴリ1と2該当→ご相談ください。



該当する項目の確認欄に✓

確認□		1. 飼育している動物の頭数				備 考			
カ テ ゴ リ 1	犬	成犬	頭	子犬	頭	1人で3頭以上			
	猫	成猫	頭	子猫	頭	1人で5頭以上			
						犬猫合計5頭以上			
確認□		2. 動物の飼育状況							
カ テ ゴ リ 2		不妊去勢手術を行っていない		望まず子猫・子犬が産まれている					
		猫を集めている		半年～1年の間に増えている					
		猫が家の内外を自由に出入りしている		子猫を産む可能性が高い					
		動物の臭いを感じる		動物が多い					
		動物の排泄物が目につく		清掃が不適切					
		近隣住民から臭い等の苦情がある		多頭飼育の可能性					
確認□		3. 飼い主の状況							
カ テ ゴ リ 3		経済的に困窮している							
		コミュニケーションが取れない							
		人が住める状態ではない（ゴミ屋敷化）							
		管理している動物の数を把握できない							
		動物を引き継いでくれる方がいない							



その他、動物が極端に痩せていたり、狭い場所に閉じ込められていたり、  
動物をたたいていたり、死体がある場合は、虐待の可能性があります。  
すぐに動物保護指導センターへご連絡ください。



千葉市動物保護指導センター

住所：千葉市稻毛区宮野木町445-1

電話：043-258-7817

[dobutsuhogo.HWM@city.chiba.lg.jp](mailto:dobutsuhogo.HWM@city.chiba.lg.jp)



令和5年12月作成